

【高等教育の修学支援新制度(給付奨学金と授業料免除)】 適格認定の判定基準について

高等教育の修学支援新制度では、毎年学年末に、学業成績等を総合的に審査し、次年度も引き続き支援を受けることができる適格性を有しているか、判定が行われます。これを「適格認定」と呼びます。

適格認定における学業成績等の判定基準は、給付奨学生採用時にも既にお知らせしていますが、再度下記内容をご確認ください。適格認定により判定された区分の措置は、次年度から適用されます。

《適格認定の措置区分》

「継続」・・・奨学金・授業料減免は継続します。

「警告」・・・奨学金・授業料減免は継続しますが、「警告」に連続して該当した場合「廃止」の措置が取られます。

「停止」・・・次年度の奨学金・授業料減免が1年間中断します。

「廃止」(返還が不要)・・・奨学金・授業料減免の資格を失うこととなります。

「廃止」(返還が必要)・・・「廃止」に該当する人のうち、学業成績が著しく不良であり、そのことについて、やむを得ない事由があると認められないときは、授業料減免額・受給した給付奨学金を返還する必要があります。

《学業成績の基準》(注:「貸与奨学金」の学業成績の基準より厳しい基準となります。)

区分	適格認定における学業成績の基準(赤字箇所は2025年度からの変更)								
警告	学年末の学業成績が、下記のいずれかに該当する場合								
	・修得した単位数の合計が下表以下であること								
	<table><tr><th></th><th>単位数</th></tr><tr><td>1年次 学年末時点</td><td>23 単位</td></tr><tr><td>2年次 学年末時点</td><td>46 単位</td></tr></table>		単位数	1年次 学年末時点	23 単位	2年次 学年末時点	46 単位		
	単位数								
1年次 学年末時点	23 単位								
2年次 学年末時点	46 単位								
	・所属課程内における GPA 順位(単年度)が下位 4 分の 1 の範囲に属すること								
	・履修科目の授業への出席率が 8 割以下であること								
停止	2 年連続で「警告」となり 2 回目の「警告」の理由が、「所属課程内における GPA 順位(単年度)が下位 4 分の 1 の範囲に属すること」のみによる場合 ※「停止」後最初の適格認定(学業)において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合は、次の学年(修業年限内に限る)から再度支援を受けることが可能です。								
廃止 (返還が 不要)	学年末の学業成績が、下記のいずれかに該当する場合								
	・3 年次学年末時点で卒研未着手など、修業年限で卒業できないことが確定した場合 ・修得した単位数の合計が下表以下であること (注:休学歴等がある場合、異なる場合があります。)								
	<table><tr><th></th><th>単位数</th></tr><tr><td>1 年次 学年末時点</td><td>20 単位</td></tr><tr><td>2 年次 学年末時点</td><td>40 単位</td></tr></table>		単位数	1 年次 学年末時点	20 単位	2 年次 学年末時点	40 単位		
	単位数								
1 年次 学年末時点	20 単位								
2 年次 学年末時点	40 単位								
	・履修科目の授業への出席率が 6 割以下であること ・「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(停止に該当する場合を除く)								
廃止 (返還が 必要)	学年末の学業成績が、下記のいずれかに該当する場合								
	・修得した単位数の合計が下表以下であること(注:休学歴等がある場合、異なる場合があります。)								
	<table><tr><th></th><th>単位数</th></tr><tr><td>1 年次 学年末時点</td><td>3 単位</td></tr><tr><td>2 年次 学年末時点</td><td>6 単位</td></tr><tr><td>3 年次 学年末時点</td><td>10 単位</td></tr></table>		単位数	1 年次 学年末時点	3 単位	2 年次 学年末時点	6 単位	3 年次 学年末時点	10 単位
	単位数								
1 年次 学年末時点	3 単位								
2 年次 学年末時点	6 単位								
3 年次 学年末時点	10 単位								
	・履修科目の授業への出席率が 1 割以下であること								

後学期の成績発表以降、学務課からボーダーラインの通知があります。

<担当> 学生支援・社会連携課経済支援係
Tel:075-724-7143 (平日 8:30-17:00)
E-mail:shogaku@jim.kit.ac.jp